

令和4年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

令和4年3月3日(木)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	片倉	剛君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	伊藤	義継君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君			

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第3号

令和4年3月3日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 号	大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 10 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 11 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 10	議案第 12 号	大郷町教育支援審議会条例の一部改正について
日程第 11	議案第 13 号	大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について
日程第 12	議案第 14 号	公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 15 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 14	議案第 16 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 15	議案第 17 号	大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 16	議案第 18 号	大郷町下水道条例の一部改正について
日程第 17	議案第 19 号	大郷町消防団条例の一部改正について
日程第 18	議案第 20 号	大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止について
日程第 19	議案第 21 号	大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について
日程第 20	議案第 22 号	他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて
日程第 21	議案第 23 号	令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 13 号）
日程第 22	議案第 24 号	令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 23	議案第 25 号	令和 3 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 3 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 号	大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 号	大郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 0 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 1 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	大郷町教育支援審議会条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15	議案第17号	大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第18号	大郷町下水道条例の一部改正について
日程第17	議案第19号	大郷町消防団条例の一部改正について
日程第18	議案第20号	大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止について
日程第19	議案第21号	大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について
日程第20	議案第22号	他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて
日程第21	議案第23号	令和3年度大郷町一般会計補正予算（第13号）
日程第22	議案第24号	令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第25号	令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第26号	令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第27号	令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第28号	令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第29号	令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）
日程第28	議案第30号	令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）
日程第29	議案第31号	令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、8番石川壽和議員及び9番和賀直義議員を指名いたします。

日程第2 議案第4号 大郷町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第4号 大郷町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） まず、最初に目的として犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めるということの中で、基本理念の中にあります（3）番、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかで途切れることなく支援が提供されるよう努めなければならないとありますが、その支援の提供の内容についてお伺いします。

あと、その次の町の責務、第4条ですね、町は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとありますが、その内容もお願いします。

あとその次ですね、支援金の給付、第7条の、次のページです、最後の文のほうに犯罪被害者等に支援金を給付するとありますが、その給付金の支払い方法だったり、支払者、支払われる方の振り分けというか、支払い方法というか、その辺もお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。

まず基本理念の（3）、3号のほうですけれども、被害を受けた方への支援の内容につきましては、金銭的な支援が一つ、遺族支援金、傷害支援金、死体検案費用支援金の3種類になります。

きめ細やかで途切れることなく支援というのは、こちらは総務課に事務局を置きまして、担当の者が心のケアなり、相談等について支援をするということでございます。

それから町の責務ですが、町の責務としては、犯罪被害者の方、もしくはその遺族の方がこの事件によって誹謗中傷されることのないようにお守りするというような形になります。

3番目の支援金の内容でございますが、昨日も説明の中で申し上げましたが、施行規則を制定いたしまして、遺族支援金として30万円、傷害支援金として10万円、死体検案費用支援金として上限10万円を支給するものです。

以上でございます。(「どのような方法で支給するんですか」の声あり)
支援の方法につきましては、今の役場のシステムからしますと、請求書みたいなものをいただいて、それによって口座に振り込むというような形になるかと思えます。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) その振り込みのことでもう一つお伺いします。例えば、私の父が犯罪被害に遭い亡くなったという場合に対して、30万円は誰のもとにそれが届くのか、誰が申請するのかというところを詳細にお願いします。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) 答えいたします。

基本的には相続の順位順にいくと思っております。ですから、第1順位としては配偶者、その次に親もしくは子供というような形になっていて、その方々がいなければ、また次の御兄弟だったりとかというところまでいくかと思っております。

以上です。

議長(石川良彦君) ほかにございませんか。8番石川壽和議員。

8番(石川壽和君) 支援することはいいことだと思うんですが、どの時点で支援を考えていらっしゃるのか。犯人の刑が確定するなりしたときなのか、被害に遭ってすぐなのかその辺のところと、この基本理念の3条あります、被害の状況及び原因というのがあるんですが、原因がそれに影響するのかどうか。考えられるのは、俗に言う正当防衛だったとか、そんなときにどんな判断をされるのか、その辺をお聞かせをいただければと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(遠藤龍太郎君) 支援金の支出の時期でございますが、我々は基本的には報道でしか知ることが出来ませんが、警察等に御相談をいたしまして、その方が犯罪被害者と特定された時点で手続を開始したいと考えております。

原因といいますか、基本的には第三者の方からの被害を受けた場合になります。家族間等のものについては支援の対象にはならないということになります。

以上です。

議長(石川良彦君) 石川壽和議員。

8番(石川壽和君) その辺は分かりました。あとは申請方式なのかどうなの

か、その辺町で情報をくんで働きかけているのか、その辺どうなのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 最終的には申請主義になるかと思いますが、その前にそういった方々への相談というものを実施してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 今個人情報保護法というのがものすごく足かせになってると思うんですが、その辺のところの配慮というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。申請にしてもこちらから働きかけるにしても、その辺のところの配慮というのはどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 個人情報ということですが、犯罪の被害者もしくはその遺族に直接お会いするわけで、ほかの方にそのことを知らしめるような、周知するというようなことは一切行いませんので、その被害者、もしくはその遺族と直接的に相談をいたしますので、個人情報の漏えいということはないかと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今の個人情報の関係も私お聞きしようかと思ったんですけども、今の答弁をお聞きしますと、その被害者の方なり遺族の方なりと直接会ってという部分なんですけれども、その場合でもやはりなかなか個人情報が守れるというような保障もないと思うんでね、やはりしっかりした対応が必要だと思うんです。ここにも全協の資料なんですけれども、安全の確保というようなことで、犯罪者等に関わる個人情報の適切な取扱いの確保、その他必要な措置を講じるというようなことで今まで載っているんですけども、やはり先ほどの答弁ですとなかなかそこまでの措置を講じているというようなことに見受けられないんですけども。さらにその個人情報の漏えいに対して、やはりしっかりした対策といいますか、講じないと、個人情報が流出するというようなことも懸念されるんですけども、そういうのは考えてらっしゃるのかどうなのか。やっぱり講じるべきだと思うんですけども。その辺、それ以上のことは考えてらっしゃらないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 一般的に報道された事故については、皆さん方もお分かりになる情報の一つであり、それが個人情報かと言われると、そういう内容は報道機関での判断となるかと思えます。私ども町の職員に関しては地方公務員法に基づきまして守秘義務がございますので、犯罪被害者もしくは遺族の方との相談内容、そういったものの第三者への情報提供というものは原則的にはないと。あるとすれば被害者の方の弁護士さんとの相談事だったり、警察との相談等に特定されると思えますので、個人情報がるっきり役場の中から出ないというわけではないんですが、その関係する特定の最低限度の機関の方とは連絡を取るようになるかと思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） 答弁の中で、直接の被害者方なり遺族の方なりと会って申請の手続なりお話をさせてさせていただくということなんですけれども、直接会うにしてもどのような方法でお会いするのかちょっとお聞かせいただきたい。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 一般的な面会の方法としては、事前に電話連絡をし、予約を取りまして、その上でお伺いするというような形になろうかと思えます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） お伺いするという形になるということなんですけれども、やはりその場合でも外部の目といいますか、いろんな形で町としてそのつもりはないにしても、あそこのうちがどうのこうのとかっていうような形になると思うので、やはりそこのところはしっかり、面談するにしても場所なり方法なりしっかり考えて対処していかないと、町の意図しないような方向に行く場合もあると思うので、そこのところはしっかりと対策といいますか考えていかなければいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 面談の方法としては議員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、そういった方向で考えてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） あくまでも被害者支援でございますので、何ら恥じることはない。我々としては当然、被害を受けた人をいかにして支援をする

かという立場でやるわけですから。加害者をどうのこうのという話であれば、個人保護法だとか、いろいろな周りに気を遣って、いろいろなことを報道しなければいけないと私は思います。被害者を支援するのに、何もそんなに世の中に対していろいろする必要はない。堂々とやるべきだと私は思います。

議長（石川良彦君） ほかに。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 4ページに支援金の給付の中であって、規則を定めるといっていますが、これは支援金だけの規則なのか、それともこの条例を速やかに知らせるためのといえますか、進めていくための全体の規則なのか、その辺について確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 規則案はまだ正式につくっておりませんが、大きな項目として、支援の対象者を明示することと、それから先ほど言った支援の内容で金額を明示すると、それから給付の制限ということで、例えば犯罪被害者の方が親族関係にある場合とか、それから3親等以内の親族であるとかというところを除外するような形の規則を設けたいと思っております。

以上でございます

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういう点からやっぱりこの規則が、やはり条例を円滑に回すための規則もちゃんと定めることによって、今いろいろ皆さん方が出されたような内容がある程度ここで対応できると思うんです。ですから、今作成中だということですが、本来だったら条例が決まった段階で、可決された段階で、いずれ規則をつくるというような手順になるのかなと思うんですが、本当は条例と併せて規則も皆さん方に提示するぐらいの流れがないと、やっぱり、このような疑問がいっぱい出てくるんです。規則ももし今後対応するならば、規則も出たら速やかに議会のほうに出してもらえればなと思うんですが、どうですか、お願いします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 準備不足だったことはおわび申し上げます。

可決後早々に規則を制定いたしまして、その写しを議員の皆さんにお配りしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 国のほうではこの犯罪被害者等基本法、これは平成16年、

そしてまた県ではこの条例が平成15年に条例をつくっているということでありますが、なぜ今この条例なのか。平成何年かちょっと忘れましたが、たしか大松沢の小学生が犯罪に、事件があった。あのあたりだっただけでなく、すぐつくればつくれるだろう。もっと早い時期での条例ではなかったのか。この辺はどのように感じているのか。今ということは何かあったのかどうか、それを含めてお伺いします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 犯罪被害者等基本法が国で定められておりますし、県においても犯罪被害者支援条例を設けてございます。本来であれば国、もしくは県の条例で犯罪被害者の支援については網羅されるものだったと思いますが、近年の、とあるアニメーション制作会社の放火事件だったり、電車内でのナイフの殺傷事件があったり、その支援をするタイミングが国や県の場合だと時間がかかるということもあって、地方自治体、末端の市町村が条例で支援することによって、早期の回復といえますか、心を癒すことができるのではないかという目的の下につくっておりますので、支援金等について早く支給したり、相談に早く乗ってあげたりということを目的としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 私としてはやっぱり大郷でもそういう被害者も終わりだったと、小学生が。そういう時点でやっぱり町として、今、課長がどうのこうのじゃなくて。条例というのはやっぱりあったときにはすぐつくっておくべきだろうと、そのように思います。

あとこの条例全文を読ませてもらうと、この意図するところというか、全体のこの文章から見て何を意図しているのかなと思うんですが、先ほど町の責務、町民等の責務、個別で話があったんですが、全体的には社会の規律または防犯意識というのかな、防犯意識の効用を高めるためのこの条例なのかどうか、それはどのように解釈していいのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 今回提出しておりますこの条例につきましては、犯罪被害者等の支援に関する特化した条例だと私は考えております。大郷町には安心・安全の、もう防犯の関係の条例は制定してございますので、全般的な防犯に関してはそちらのほうで網羅されていると考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 大郷町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第5号 大郷町課設置条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第5号 大郷町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 大郷町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第6号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第6号 大郷町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 9ページの別紙の中で、今回改正する内容の中で、行政機関の保有するという名前が消えているわけですが、消えた理由についてお聞きします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。

本町の条例の中に、今言われた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というものが、国において一本化されたものですから、それに合わせて一本化といいますか、条例が引用する法律が変わったために改正するものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それを冒頭に説明を聞いたんだけど、ある程度この言葉が消えた意味ぐらいはつかんでおかないと、説明求められた場合にただ上部機関が変わったからというだけで、上の法律が変わったからだけではちょっと問題あるのかなと思ったんですが。そうすると内容的には上が変わったからだけで、つかんでいないということに理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 条例で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は国において廃止されましたので、その法律がなくなると。その代わりに個人情報保護法というものに統一されたことから、我が町の条例については引用条項を直すというものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 大郷町個人情報保護条例の一部改正について採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案7号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、議案第7号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第8号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、議案第8号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第9号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第9号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第11号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第9、議案第11号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第10 議案第12号 大郷町教育支援審議会条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第12号 大郷町教育支援審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 大郷町教育支援審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第13号 大郷町奨学資金貸与条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第13号 大郷町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 大郷町奨学資金貸与条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第14号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第14号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この件に関してちょっと確認しておきたいことがあるんですけども、これは開発センターの関係の農水省関係の補助金の用途期限といいますか、これが令和4年の3月末で切れるということでの条例改正ということみたいなんですけれども、これは中央公民館の使用に当たっての件ということなんですけれども、これは期限が切れることによって、今後この開発センターはいろいろな事業といいますか、そういうものに使えるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

開発センターでございますが、平成2年から4年度の農業農村活性化農業構造改善モデル事業ということで事業のほうを実施しておるものがございます。それから30年が経過する今年の3月24日をもって30年ということになってございますので、その後の用途につきましては、町のほうで地域活性化に向けた利用ということで、様々な形で利用が可能になるということになってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 全員協議会の際に頂いた資料に図面がありました。その中で振興公社等、中央公民館と分けてありました。共有部分というのがありまして、廊下の男子トイレなんですけど、これは男子トイレだけで女子トイレや給湯室、この辺も共有区分に含まれるのではないかと思うんですけど、トイレが男性トイレだけというのは何か意味があるんですか。全部トイレ関係は一緒だと思うんですけど。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

こちらの共有部分につきましては、公社の職員につきまして男性のみということで、男子トイレについては共有という形にいたしております。給湯室につきましては、こちらで主に使うのが公民館職員、公社職員につきましては事務室内にポットとかそういったもので対応しているということで、今回の割当ての中でそのように分けております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） そうですか、はい。

あと中庭に関して、これは中央公民館の管理になると思うんですが、この間も議会のほうでお邪魔して中を見させていただいたときに、中庭の活用方法といいますか、これは何か考えたほうがいいのではないかなという話もあったんですが、この辺行く行くは何かの形で考えてほしいと思うんですが、その辺何か今回分けるに当たって、もし考えがありましたらお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） こちらの図面上では延べ床面積の中庭が含まれておりませんので、あえての色分けという形はしていない形になりました。中庭の利用につきましては、今後その部分については、図書室等も現状ですと狭い状況でございますので、そういった全体的な活用の中で何か有効的な利用については検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほどのトイレの話なんですが、現在はそういう形で男性だけという形かもしれませんが、やはり明日にどうなるかは分からないと思いますので、これは共有にしておくべきだと思うんですが、もう一度考えをお願いします。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） 算定の段階で、今現在の状況でこちらの共有部分の線引きをさせていただきましたが、もちろんトイレについてはそれぞれ使う部分でございますので、あくまでも管理といいますか、そういった部分について協議はしていきたいと思っております。ただ、あくまでも現段階での区分けでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第15号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、議案第15号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。起立する場合にしっかり起立していただきますよう、よろしくお願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第16号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第16号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第17号 大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、議案第17号 大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 大郷町開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第18号 大郷町下水道条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第16、議案第18号 大郷町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 大郷町下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第17、議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） すばらしいことなんですけれども、ほかの自治体との調整とかそういうのはあったんですか、なかったんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 消防団員、特に団員の報酬については市町村それぞれまちまちでございました。例えば大衡村さんですと3万6,500円よりも、現時点、改正する前からこれより高い金額であったという自治体もございます。全国的には28%の自治体がこの基準額を上回った金額の報酬を支払っている状況にございます。うちのほうはそれに入っておりませんでしたので、今回の消防庁からの通知に基づきまして3万6,500円に引き上げるものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 報酬関係なんですけど、今回ちょっとアップしたわけですが、その中で機能別団員に関して、これは費用弁償だと思うんですけど、4時間未満を超える場合も従前どおりあるわけなんです。機能別団員の方々をこうやって引上げしなかった理由は何かあるんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 機能別団員につきましては、それぞれにいろいろございまして、種類が様々でございます。例えば洋上で船の運転のできる方は機能別団員にしたりとか、そういったものも含めていろいろございますが、本町の場合ですと消防団の後方支援としての役割を担っていただくと、最初の初動においてポンプを引き出したりとかという、正規の団員が集まるまでの任務を担っているものと思っておりますので、正規の団員が消火活動なんかする事になった場合には、機能別隊員のほうの仕事は正規の団員のほうに移行するというような形になりますので、報酬の引上げは考えなかったということでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） そもそも機能別団員というのは、団員の数がなかなか集まらないというのが原点にあったと思うんです。ある程度機能別団員の方々に頼るといって、そういうのも必要ではないのかな。じゃあ何のために機能別団員お願いしているのか。何かこう、意味がないような。隊員がそろそろまでの云々という形では何か、機能別団員としてももう少し明確な動きといいますか、働き方をある程度決めておいた上で、私は機能別団員の費用弁償も団員と一緒に上げておくべきではないかなと思って質問したわけなんですけど。なかなか機能別団員のほうも集まらないというのが現状かと思うんですが、その辺やはり団員と機能別団員をあまり差別しないような形でやっていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

一応、機能別団員の方につきましては、消防団を引退した方が、ほとんどの方が、我が町では機能別団員に登録されているものと思っております。その方々に火災等が起きたときに、近くにいらっしゃればぜひとも活動していただきたいと思っております。さらには、一般の住民の方々であっても、消火活動に御協力をいただく場合もあるかと思っております。ただ、正規の消防団員と機能別団員を、費用弁償を差をつけているというのは、一般的な火災の場合は総時間3時間か4時間ぐらいで鎮火するわけなんですけど、大規模火災なり、地震、水害、そういったものにおいては拘束される時間が出てまいりますので、正規の消防団員にその辺はお願いして、機能別団員については長時間の拘束から外すような形になろうかと思っておりますので、それに見合いの報酬になるものと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この報酬のアップについて先ほど課長からは、消防庁からの指導に基づいた金額というような説明だったのかなと思うんですが、間違いはないですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 間違いございません。そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何かいろいろな情報を聞きますと、かなり高額な支援を消防庁といいますか国のほうでは考えているということですが、たかが2,000円ですよ、今回上がるの。そんなレベルだったのかなということで、間違いなく消防庁がそういう2,000円レベルの金額だったのかなということで、あえて確認したんですが、間違いはないんですか。何十万単位で単位が上がるということで、私は魅力があるなということで若干感じたわけだったんですが、私の勘違いなのか、その辺確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 消防庁の考えは全国的な考え方でございますので、市町村によって現在の団員の報酬、この通知を受ける前の報酬額に差があると思っております。たまたま大郷町の場合は国の基準とする3万6,500円から2,500円ですか、3万4,000円ですので、あまり遜色のない

手当を既に報酬で待遇しているということでございますので、上げ幅が小さいと。全国を見るとほかのところは年間2万円というところもあるように聞いておりますので、その辺のところの市町村においては、かなりの大幅なアップということになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前にも何か確認してあまりはっきりした答弁がなかったんですが、いわゆる地方交付税か何かの対象で、消防団員何人に対して幾らということで、ある一定の基準的な指針があると思うんですが、そっくり必ずしも団員だけの報酬ではなく、もろもろの消防の全体の経費としてよこされる部分は理解はするわけですが、それの中にあっても大きな構成を占めるのが団員の報酬だと思うんです。そういう点で、もらってきた金額もほとんどこの消防に費やしてるということで理解していいんですか。別の会計に使っているということはみじんもないということで理解していいですか。その辺確認しておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 改正前でございますが、人口に基づく標準的な団員数に応じた金額が、地方交付税の算出の単価となっておりますので、標準的な団体というのが、ただ本町がその標準の団体と比べて団員数が多いか少ないかによって交付税の措置される金額が変わるんですが、ちょっと標準的な団体っていうものの根拠が交付税担当から示されておられませんので、ちょっと交付税担当は消防庁ではないものですから、その辺の金額が消防団の報酬費として幾ら来ているかということは分かりかねないものになります。ただ改正後におきましては、普通交付税のほか、災害出場に係る出場した場合の報酬、4,000円、8,000円という部分があるかと思うんですが、それもその中で基準をオーバーしているような部分については、特別交付税で措置されるというような内容の通知を消防庁のほうからはいただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 今お話を聞いておりましたら、地方交付税に算入、分からないということであります。いろいろ調べてみますと、この地方税の算入額、これは年報酬3万6,500円、1人当たり。そして手当として1日当たり7,000円になってるということでありますけれども、これはどうなんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 今回の改正におきましては、団員の身分の方については3万6,500円の年額報酬、それから火災、災害等に出場した場合において4時間未満の場合は4,000円、8時間未満の場合は8,000円という、こちらが今まで費用弁償でお払いしていたんですが、その部分も報酬としてお支払いをするというような改正内容でございます。

先ほど議員さんがおっしゃられた7,000円というのはちょっと分かりかねるんですが。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） それを調べてほしいなと思いますけれどもね。先ほど千葉議員さんのほうにそういう回答があったけれども、いろいろ調べると、そのようなものがあります。ちょっと調べてほしいと思います。

それと消防庁が22年4月から年額報酬を3万6,500円以上とするよう各自治体に通知してある。これは間違いないと思いますが、その通知に従って本町は今回3万6,500円というような数字を上げたというのは、これは非常にすばらしいなと本当に思います。しかしながら、今回の改正で、災害時に出勤、これは新しい支払い、または費用弁償も相当高くなってきているということ、その分を増額していると私は思うんですが、相対的に。この分については消防庁が補填するのかどうか、間違いなくお金にできるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 先に、先ほどのすみません、7,000円という数字ですが、恐らく改正前の地方交付税の単価で出動手当の部分の単価だったと思います。失礼しました。

それから、先ほども申し上げましたが、今回、災害等により出動した場合のこれまでの費用弁償が報酬に切り替わったということで、この金額が、水害とか地震のときに多額の報酬を支払った場合については、特別交付税の対象となっていくものと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 一つ確かめておきたいんですが、消防庁ではこの団員の報酬手当または報酬、この団員個人に自治体が直接支給するとあります。しかしながら、個人に支払われずに、団がプールして別のものに使用しているところもあるという話で書いてありました。この辺、本町においては直接各一人一人にお支払いを、団員一人一人にお支払いしているの

かどうか。もししていないとなれば、そのようにすべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 大郷町の公金としては、各個人の口座のほうに出動手当並びに費用弁償等を直接振り込んでおります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 大郷町消防団条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止について

議長（石川良彦君） 次に、日程第18、議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 大郷町ごみ処理場設置及び管理条例の廃止についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

議長（石川良彦君） 次に、日程第19、議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 大郷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第20、議案第22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 病後児保育の関係なんですけれども、これは本町に専用施設がないことから地方公共団体の公の施設を利用させていただくとい

う、大和町の分を利用していただくということなんですけれども、以前にもお聞きしましたけれども、この施設は低人数というのか、そんなに多くない施設であって、そこで受入れてもらえないときはどうするんですかとお尋ねした経緯があったんですけれども、そのときはほかでいろいろとあるんだという御答弁だったんですけれども、昨日の新聞に色麻町の関係の認定保育園が今度始まるということで載ってたんですけれども、この4月から。その中で、病後児保育が始まるというようなことで載ってたと思うんですけれども、これは同じ本町でお願いしている認定保育園と同じ法人なんですけれども、ここの場所でもしこの大和町のほうで行っているものからあふれた場合、受入れてもらえなかった場合、本町の認定保育園で受け入れるような体制というのは、こういうことをお願いするというか、そういうことは出来ないんでしょうか。どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

昨日、新聞のほうに載っております、私もそこで初めて知りまして、昨日、法人のほうに問合せしております、今回回答を待っている段階でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第22号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時01分 休 憩

午 前 11時10分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第13号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第21、議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） まず、20ページの財産売払収入で、売払収入が900万円というんですが、ここの内容を教えてください。

それから、その下の寄附金のところのふるさと応援寄附金、これは12月段階で結構少ないと、昨年より少ないということで、これからだというような財政課長の答弁があったんですが、それにしても伸びなかったというような気がするんですが、その辺の検証はどうなっているのか。また、当初予算では去年と同じ、去年まではいかないけれども、今年よりは随分大幅な考えを持っているみたいなんですが、その辺もお考えを教えてください。

それから、26ページの総務管理費の中の財産管理費、工事請負費、上の施設整備改修工事等、設備等工事請負費、それから、ため池改修工事というのはどこの部分の工事なのか教えてください。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず20ページの財産売払収入でございますが、この件につきましては大松沢の赤道の払下げ部分と、中村地内に3つほど今回売払いする部分がございます。あともう1件につきましては、吉田川の河川改修工事に伴う箇所、国土交通省に今回売払いということでの4件の部分でございます。

次に、ふるさと納税の検証でございますが、ふるさと納税は12月補正時にも議員の皆様にもいろいろお願いもした経緯もございます。いろいろ今、事業者のほうに新たな提案なりはしているところがございますが、今年度につきましては、昨年度と比較して約半分に減ってございます。大きな原因といたしますのは、大郷町では今まで牛タンへの寄附者が大分多かったわけございまして、その部分が大幅減ったわけでございます。何でかといいますと、牛タンの原料が2倍になったということで、今まで1万円の寄附を頂いて3,000円相当のということで決まってございます。

ので600グラムということだったんですが、今は半分になってございますので、その部分で前年に寄附を頂いた方にもメールなりでお願いしているところがございますが、どうしても量が減ったということになりますと、寄附者も別な品目のほうに行ってしまうている。その部分減っている状況かと思えます。来年度予算には同額以上じゃないかという話で、来年度分もございますけれども、来年度につきましても今現在新たな事業者のほうに調整をして、今月中にまた新たにちょっと打合せをする予定で進んでおるところでございますし、新たな大郷町ではこれだというもの今我々は模索中でございますし、議員の皆様にもいつもお願いしているわけでございますが、議員の皆様方も、大郷ではこれやったらいいんじゃないかというようなことがもしございましたら、御提案いただければ我々がいろいろ、営業とか、調整をさせていただきますので、それをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

26ページの、工事請負費の施設設備等工事請負費でございます。これにつきましては、役場庁舎のトイレ等の改修が終了してございますので、ここに金額は入ってございませんが、契約確定していることによりまして減額にしているものでございますので、役場のトイレ改修等、あと、手洗いを自動水栓にしてございますので、その部分の予算の件でございます。

ため池改修につきましては、地域整備課長になりますので、地域整備課長より答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ため池改修工事につきましては、海老沢南ため池のフェンスの改修工事でございます。こちらにつきましては、老朽化が進み、腐食していることから修繕工事を実施するものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） さっきのふるさと納税なんですが、議員さんにもお願いしているということなんでしょうけれども、たしかにそれも必要だと思うんですけども、我々でもこのぐらいしかいないので、そんな大幅アップというのはなかなか考えられないわけです。さっき牛タンの値段が上がったということだったんですが、それだけの問題なのかどうかということも検証してほしいなと思うんです。例えば詰め方とか、寄附していただいた方に返してやる商品のパックの仕方とか、そういうので苦情が来たようなこともちょっと聞いてるんで、その辺の解消も出来ないのかどう

か、もう1回聞かせてもらいたいと思います。

それから、26ページの工事請負費の中の下に、公有財産の購入費、これはどこの土地を買ったのかお聞かせください。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

ふるさと納税の関係でございますが、確かに苦情も、もう本当に毎年でございますが数件でございます。以前、ふるさと納税制度が始まって以来、その当時はいろいろ内容の、いわゆる肉の硬さだとか、ちょっと硬いねというようなこともございましたが、今現在その硬さというのは大分解消されてございまして、パック詰め等につきましてもほとんどないですが、年に片手で終わるぐらい、5件程度の苦情でございます。それにつきまして、もしそういうことがございましたら、事業者のほうにその辺を必ず伝達しまして、どのように改善するのかということで話しはさせてもらってございまして、それで、事業者のほうで対応するというような形になってございます。

牛タンだけじゃないんじゃないのかというお話でございますが、全てにおいて減額になってございます。米につきましても前年比約16%の、今現在でございますが、16%の減となっておりますが、高木商店さんでやっているもずくスープ等は逆に伸びてる部分もございまして、新たな品物、返礼品の開拓にも努めてございまして、12月になりまして、実際に太陽光発電施設のところで羊を放して、その餌を食べている綿羊を大郷町で生産し、それを加工している事業者がございまして、それらを新たに今回追加の品物ということでしたところ、それなりにお客さんもあったということでございまして、新たな部分も出てきてございます。今14事業者でございまして、今後、同じ答弁なりますけれども、引き続き新たな事業所を開拓して、大郷町ならではのものを開拓できればなというふうに思っておるところでございます。

次に、公有財産の土地の購入でございますが、こちらにつきましては、中村の柳沢畑、側溝部分、今回町道等の取付け道路がございまして、それで側溝部分があったわけでございますが、赤道と町道が接するところがありまして、ちょうど赤道部分じゃなくて民地に側溝を設置させていただいている経緯がございまして、それは起工承諾を取った中で工事のほうは施工しているところでございます。その部分を町のほうで今回分筆測量して、その後に買上げをさせていただく部分でございます。

あと田布施団地、旧田布施住宅跡地の境界確定はしたんですが、その部分でちょうど境界線がL型擁壁、ちょうど真ん中線が境界境でございまして、町でL型擁壁の管理もする関係上、民地のほうを買上げしなければ、管理も今後出来なくなってくる部分もございまして、L型擁壁真ん中部分がちょうどなってございまして、そこから50センチぐらい離れた部分を町の部分として買上げする部分となるものでございまして。

以上でございまして。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 先ほどのふるさと納税で、綿羊を飼っていたというのは初めて聞いたんですが、どこの太陽光のところで飼っていて、どの会社が加工なりをやっているのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 大松沢の石撫地区の太陽光発電施設でございまして。会社名はちょっと今ここに手持ちがございませんが、後でお知らせしたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） とりあえず7ページの繰越明許費補正なんですけど、土木費の都市計画費の地域活性化拠点整備事業、多分説明あったと思うんですけど聞き漏らしたので、この中身をお聞きしたいと思います。

それから、40ページの5款の1項の14節工事請負費、これはかなりの金額がマイナスになってるんですけど、これの内訳、何でこのようなマイナスになったのかお聞かせください。

それから44ページ工事請負費、たしかこれは粕川と中村とあったかなと思うんですけど、7款の4項の14節、この内訳、ここに3項目並んでるんですけど、この内訳をお願いしたいと思います。

それからふるさと納税のお話で、苦情が5件ぐらいというその、5件もあったと思うのか、5件しかなかったと思うのか。これはお客さん5件だけと言っても、その5件が日本全国のあちこちにある5件だとするとこれはちょっと怖いと思うので、その辺の捉え方は。何度も申し上げますけれども、たかが5件か、5件もあったのか、その辺の捉え方、もしお考えがあればお聞かせください。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

7ページの地域活性化拠点の整備事業につきましては、今年度、今実施しております、粕川地区のかわまちづくり事業に向けた事業化の検討

を行っている業務でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

40ページ、集落センター管理費の工事請負費の5,300万円ほどの減額のことかと思いますが、こちらにつきましては、当初、アスベストの含有も想定に入れた予算見積りをしておりましたが、アスベストの含有調査の結果、不検出ということになりましたので、様々な面で工事の不要な部分が出たため、請差が生じたということになってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

44ページの14節工事請負費の内訳でございますが、敷地造成工事、こちらにつきましては293万6,000円の減額です。住宅建設工事、こちらにつきましては、1億6,632万円の増額です。環境整備工事費、こちらは660万円となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） ふるさと納税の関係でございます。先ほど5件程度というお話をさせていただいてございますが、今年2月末でございますが、寄附の実績でございますが2,313件でございます。それで先ほど5件程度というお話をさせてもらっていますが、これは以前も含めての、以前というか、今までも大体毎年四、五件程度の苦情ということでございます。内容につきましては、例えばパックのビニールが壊れていたという、内容がちょっとカビが生えていたというような部分が、たまに入ってございましたが、それは何らかの原因でカビが生えていたということもございました。それも後で現物を返品していただいた中で確認した中で、再度事業者のほうで同じ品というか、ちゃんとしたものをお送りさせていただいた部分もございまして、それぞれの苦情、先ほど言った牛タンにつきましては、硬さに人の、いろいろ、これは硬いとか、例えば議員の皆さん14名いらっしゃいますが、その中でも同じ肉を食べても硬いだとかこれは軟らかいとか、多分人それぞれがあると思いますが、それは同じものを出しても、同じ部位を出しても、それはいろいろなことございまして、5件が少ないとか多いのかというのはちょっと難しい部分ではございますが、町としましてはその苦情をちゃんと受け止めま

して、それを事業者に努めまして、それが再発しないような形でその事業者の徹底をさせてもらっていますし、毎年、年に1度になりますが、事業者の研修会をしてございます。それも含めて事業者にはお話をさせてもらって、いい品物を全国の方に発信しているわけでございますので、47都道府県の方から寄附を募っていただいて、それなりの返礼品を出しているわけでございますので、1件が例えばそういう不審なことがございますと、それが変な意味で今拡散してる部分がございますので、それが大きくならないように、我々も注意喚起をしてございますし、事業者のほうも必ず同じようなことが再度ないようにとということで、何回も我々行って、電話だけではなくて現地のほうに行った中で、それはないようにとということをお話しさせていただいておりますので、今後ともそれがないように我々も努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） まず、かわまちづくり、これはどの段階なのか、今。構想が出来上がっている段階での動きなのか、これから構想を組むための予算なのか、この辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、44ページの工事請負費、あちこちにあるんですけども、項目だけ書いてあって、金額がこちらからもなかなか細かいところを聞きにくいというのもあるので、その辺こういうふうに教えていただければなんですが。分からないと、ここなんか特にマイナスも入っている項目なので、この辺のところを全体を通じてお願ひしたいと思ひます。

それから、ふるさと納税の返礼品の関係なんですが、パックが壊れるぐらいはまだいいとして、カビというのはどうもいただけないと思ひんですが、不都合があったときに当事者の方におわびというのはどこから、業者なのか町なのか、その辺のところをお聞かせください。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

地域活性化拠点の事業化検討につきましての進捗状況についての御質問だと思ひますが、そちらにつきましては、今月中に関係しそうな法人、また、最近引っ越されてきた住民の方々、従来からお住まいの住民の方々にアンケート調査を行う予定でございます。今うちの町に活性化拠点としてどのような施設等があれば皆さん喜んでいただけるかなという、まず住民ニーズをしっかりと把握したいなと思ひてございます。工程につ

きましては、今回繰越明許費で上げさせていただいておりますので、令和4年の6月を目標にこの事業が成立するのかどうか、費用対効果を含めて、町として整備していったほうがいいのかどうかという一つの基準を、町として意思決定をした上で議会のほうに諮りたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

工事費が内訳に入っていないのはということだと思いますが、これにつきましては、ここに金額を入れてしまいますと、今回減額等のが出てきているわけですが、当初予算等でございますと、予定価格がここにお示しするような形になってきてございますので、これにつきましては、金額は委託料並びに工事につきましては、従前から工事につきましては金額は詳細は入れていない状況になってございます。

ふるさと納税の返礼品で苦情があった際のおわびということで、町にメール等で来た場合につきましては、町からおわびの電話をさせていただきますし、返礼品のほうに直接、センターもございまして、そちらにお問合せされる場合につきましては、事業者、あとは実際出された事業者からお願いする場合と、それぞれ3者からの部分があるかと思いますが、それぞれどこに苦情が来たかによってそれぞれの対応になるということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 前にも御説明いただきましたかわまちづくり、あそこもやっぱり新しい堤防の出口のところを想定しているのかどうなのか、その辺ちょっと確認させてください。

それから、先ほどの44ページの工事請負費の項目に金額をとというようなお話なんですけれども、せめてマイナスぐらいは入れられるんじゃないのかなと思うんですが、その辺もう1回お願いします。

それから、ふるさと納税の返礼品のおわびの仕方、今の答弁ですと、業者に苦情が行った場合は業者からということなんです、その場合に業者から町のほうに連絡が入って、町のほうでも誠意ある対応をするべきかなと思うんですが、その辺のところをもう一度お願いしたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

まず、かわまちづくりエリアの場所につきましては、議員さんがおっしゃいましたとおり、粕川大橋が北側に向かって渡った左側の土地から、中粕川地区に向けて面的にイメージしておりますが、今後この話につきましては、住民の皆さんと一緒に考えていきたいと考えてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

金額につきましては先ほどと同じ答弁になりますけれども、マイナスだから表記か、プラスであれば表記しないのかということになってございますが、今の段階ではそうになってございますが、今後どのような方法がいいものなのか、内部で検討させていただきたいというふうに思っています。

ふるさと納税のおわびにつきましては、先ほどの3者間で共有した中で、必ず町のほうにもその苦情が来ますので、町でありましたら、町側からも必ずおわびの電話させていただいているものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 20ページをお願いいたしまして、先ほど赤道の熱海議員の質問に対して、赤道の払下げが大松沢にあったという話だったんですけれども、この場所と払下げした理由をお聞きしたいと思います。

あと26ページで、財産管理費の工事請負費、赤道等補修工事、場所はどこなのかお聞きしたいと思います。

あと、43ページ、土木費、道路維持費、道路照明灯改修工事、町道補修工事、これらの場所をお聞きしたいと思います。

あと、44ページで定住促進の地域おこし協力隊員報酬、これが減額になっております。その減額の理由について、どうして減額になってるのか。次のページで期末手当も減額になっております。この辺、どういう理由なのかお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず1点目の土地売払収入の件でございますが、大松沢地区ということでございますが、上村地区でございます。その1件でございまして、ちょうど田んぼの真ん中を赤道が走っている部分がございます。その部分をいわゆる農地として利用させていただきたいということでございまして、その部分を払下げしたということでござい

す。この分は1件でございます。

赤道の補修工事でございますが、これにつきましては本数が結構ございまして、味明の泉田地区、あと東成田の長松沢地区と中村の東沢地区でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

43ページの道路維持費の、まず道路照明灯改修工事につきましてはですが、こちらは事業費確定によるものでございまして、県道大和松島線沿いの照明のLED化でございます。

続きまして、町道補修工事につきましては、鶴田横沢線の側溝土砂撤去工事並びに味明地区の広畑天神畑線道路補修工事の2カ所となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

44ページの土木費の1番下になります、地域おこし協力隊報酬関係につきましては、当初3名分の費用を見ておりましたが、実績として今1名しかいない状況ですので、2名分につきまして減額させていただきます。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず赤道の補修について3カ所、これは補修って形が変わるものなのか、それとも舗装だけなのか。例えば舗装をする工事でしたら、赤道なり生活道の舗装ということに関しては、以前からいろいろ、あそこもしてほしい、ここもしてほしいという要望があるように私は聞いておりますが、その経緯、どのような経緯でそうなったのか。以前は優先順位をつけて云々と話があったんですが、何かこの頃優先順位に関係なくなってきたような気がしますので、その辺どういう経緯なのかお聞きしておきたいと思います。

また、地域協力隊なんですが、なかなか計画している、予定しているような人数が集まらないと。これに対してやはり何か工夫が必要ではないのかなと思うんですが。よその町に行きますと、結構定住なさって家庭も築いて定住しているという方も結構聞きますが、なかなか大郷町は定住までもいかない、期間が過ぎるといなくなってしまおうというような

傾向がありますので、その辺もう一工夫、ひとひねり必要かと思うんですが、その辺何かお考えがありましたらお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず1点目の赤道等の修繕工事でございますが、これは赤道等となっておりますので、赤道だけではございませんので、水路等も入ってくるわけでございますが、いずれの4件につきましても地区担当員制度ということで、各行政区長さんからいろいろな要望を毎月のように集めてございます。それで現地のほうを確認した中でどのように、今回につきましては水路の改修が2件と、あとは赤道の改修、あと赤道の側溝の改修工事ということになってございまして、いずれも区長様のほうから再三、何度もいろいろな要望があって、いわゆる地域住民が大分大変だというようなことで、現地確認をした中で今回予算のほうを計上させていただいてございまして、できるだけ早く住民の方が不利益を被らないような形で町として対応していきますし、いろいろな舗装等の関係もございまして、赤道は大分ございまして、それを全部舗装してしまいますと、それなりの管理も今度変わってくるわけでございますし、冬場ですと凍結も心配される部分でございますので、町でも限られた予算の中で少しずつやれるものはやっていくということでございますので、あくまでも財源がどれぐらいなのかということになってきますので、その中でやれるものから順次、今後もやらせていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の本来の目的として考えておりましたのが、協力隊の方が定住していただくというのも目的なんですけど、町の魅力を対外発信していただくというのも一つ大きな目的かと考えております。昨年までは企業さんにただ派遣のような形で働いていただいて、こんな仕事をしていますよというのを報告いただいているだけのイメージだったんですけど、今年度から派遣先の法人さんをお願いしまして、役場が情報発信する目的として、ユーチューブなどを使って町で働いている元気な方といういろいろ対談していただいたりという情報発信を積極的に行っておりますので、そういった方向で少しでも数多くの方が、そういったのを見ていただきながら、まちの魅力を分かっていたら、かつ、地域おこし協力

隊本人も町の魅力を分かっていたいただいて、定住につなげていきたいなど考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 赤道は現在、改修、舗装なり、区長さんから先ほど要請がいっぱいあるというお話を聞いたんですが、赤道の改修なり舗装なり、現在どのくらい滞っているのか件数をお聞きしたいと思います。

あと、地域おこし協力隊なんですけど、これまでとはちょっと方針が変わってきたと理解していいんですよね。確かに大郷の魅力を情報発信して、じゃあ大郷に住んでみるか、行ってみるかというのは大切な情報かと思っておりますので、それには本当に、なおかつ力を入れていただいて、先ほど私がお話ししたような、定住していただける協力隊の方が出るような方法をもっともっと工夫してやっていただきたいと思っておりますので、その辺もさらに力を入れてやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 赤道の補修について、どれくらい滞っているのかということでございますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、町では必ず要望がありましたら、必ず現地の確認をさせていただきます。それで、地区から区長さんのほうから、どのようにしてほしいのか内容を確認させてもらってございまして、今回の件につきましても以前からの要望があったやつで、再度、再三要望のあった部分もございまして、速やかに対応しなければ、本当にもう危険だということにつきましては対応させてもらっていますし、もうちょっと先送りでもよろしいのかと、これは区長さんのほうにもお話しさせてもらっています。限られた予算の中でやらせてもらっているというようなことでございますので、それも区長さんにお話をさせてもらって、地域住民の方にもお話をさせてもらっているということでございますので、今現在滞っているのはどれくらいなのかというのは、地区からの要望が全部でどれくらいあってというのは、詳細にはちょっと把握してございませんが、それぞれについて現地のほうは必ず確認した中で、予算の範囲内で少しずつ執行させていただいておりますので、今後も多分いろいろ地区から要望があるかと思っておりますので……（「今回の予算に係る説明の中で質問してください」の声あり）

順位というのはそこが、先ほど言ったとおり現地確認をさせてもらっ

て、もう少し待っていてもらってもいいのかなというところは先送りさせてもらっていますので、そこは順次、町としてはやっているというようなことをごさいます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

地域おこし協力隊のさらなる増員に向けてですが、来年度から新たな登録法人を増やしていったり、またその法人さんと一緒に地域おこし協力隊制度をより一層アピールしていけるように、今後も調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 20ページの、先ほどのふるさと応援寄附金の関係の答弁の中で、異常があったものは返品してもらって確認してから、再度新しいものを送るといふようなことだったんですけども、これをもうちょっと詳細に説明していただきたいんです。なぜかという、やっぱりこの6,000万円というように当初よりも大分寄附金が減っている中で、やはり原因というものをしっかりと究明といいますか、把握しないといけなと思うので、もうちょっと送料の関係とかそういうようなものも含めて、町でどうやって対応しているのかということをお聞かせください。

あと、46ページの都市計画の関係なんですけれども、18節の負担金、補助金関係なんですけれども、これは移住定住支援事業補助金とか、ここに災害住宅の再建支援金とか、環境整備支援金とか、全部マイナスになっているんですけれども、そのマイナスになつてゐる要因といいますか、そういうものをちょっとお聞かせいただければと思います。内訳です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） ふるさと納税の苦情があつて返品した場合の送料等ということによろしいですか。それにつきましては、事業者が持つということになってございます。

今回減になつた要因につきましては、先ほどもお話しさせてもらっています、1番は牛タンの部分が昨年と比較しますと75%の減となっていますので、それが1番大きい要因でございます。米につきましても16%の減となつてございまして、今現在、昨年度の約半分の、2月末で4,300万円ほどのふるさと納税を、全国の方々から寄附を頂いている状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

46ページの都市計画費の中の負担金、補助金、交付金の減額の内容につきましてですが、当初予算で計上する場合におきましては、各年度の実績を基に、その伸び率をもって一つの目安として予算のほうを計上させていただいておりますが、安全側に見て少し、若干多く見ている部分につきまして、実績ベースで今年度の見込みが立ちましたので、減額させていただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） ふるさと応援寄附金の関係なんですけれども、これは私ごとで例題として出しますけれども、私も通販で買ったものがあって、半年ぐらいで、電化製品なんですけれども故障になったんです。問合せたところ、返品もする必要ないよと。新しい新品を同じものを送ってくれたんです、そのメーカーさん。その送料も発生しないんです。これは私としては大変ありがたいと思ったんですよね。だからやっぱり、こちらのミスなんですから、返品されるような商品を送るということは。やはりそういうふうなものを確認してからとかという、2度手間3度手間を、寄附してくれる方に手間をかけさせないような方法というんですか、そういうものをやはり、応援寄附金を増やすための一つの方法といえますか、大事なことになるんじゃないかと思うんですけれども、今後このふるさと寄附金を増やしていくためには、やっぱりそういう小さいことでも必要んじゃないかと思うんですけれども、そういうようなことというのは、今後増やすためには対策として考えていただけないでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

先ほどの私の答弁の中で、現品を確認してということですが、実際、その現品を返戻させて確認する部分もございますし、あと写真等でメール等では送られて、その現品を確認してという、その際につきましても同じものを、いろいろ寄附者が同じものでよろしいのか、そうじゃない部分もございますけれども、その寄附者等の調整をした中で、速やかな対応ということで、同じものを送らせていただいてよろしいですかという確認をさせてもらっていますので、それはもう速やかな対応をさ

せてもらっていますので、その辺は減要因にならないように、町としても今後も努力していきたいというふうに思っています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 7ページの繰越明許費の補正の中で、7款土木費の中で、特に道路新設改良事業の土橋明ヶ沢線、これはなかなか進まないということで、何年前、去年もたしか繰越明許で来たと思うんですが、これは繰越明許でいいのかどうか。ちょっと時効になってくるんじゃないかと思うんですが、このことについて詳しい説明を求めたいと思います。

それから同じく7款の7項の住宅費の中で、町営住宅改修工事業ということで、希望の丘団地の改修ということになっているんですが、前にも予算を見てみたときに、かなり時期的に大丈夫かということで確認したんですが、いまだに何ら本格的な工事の動きがない中で、どういう予定でこれが今後進むのか、その辺は町のほうに連絡が入っていると思うんですが、その辺をお聞きしておきたいと思います。

それから同じ8ページの中で、農林水産業費の今回の変更になっているんですね。これは計画そのものが問題あったということで、かなり新たに予算を出すということですが、この宿泊施設の修繕事業について、コロナ関係で来た予算ですか。コロナ関係で多分変わってくると思うんですが、そういう点で何も問題ないのかどうか。まさか町から一般会計などで出すというようなことにはならないと思うんですが、改めてこの辺の、今後新たな事業が生まれた場合にどう考えているのか、その辺の対応についてお聞きしたいと思います。

それから9ページの債務負担行為の補正の中で、ふれあい農園の貸付け、賃貸借が約100万円ほど支出されているわけですが、このふれあい農園の賃貸借について、どのような進め方になっているのか。全然動きが見えないんですが。去年の実績などを見ましてもほとんど使われていないと。1法人が使っているというのは、使わせてもらっているというような話もあったんですが、そういう状態なので、果たしてこのことの減額がなぜ減額になったのか、改めて確認したいと思います。

次に23ページの歳入、雑入だね、学校給食費の収入で130万6,000円の減額になっているんですが、この内容について改めてお聞きしたいと思います。単純な食材費がかからなかったのかどうか、この辺の説明を求めたいと思います。

それから、26ページの総務管理費の中で、これは歳出ですが、先ほど工事請負費の中でいろいろ明細をもっと書くべきでないかという質問に

対して、答えが今後の事業を認定する、進めるに当たって支障を来すというような話があったんですが、どうも予算の議会に予算をかける中で、その辺の具体的な明細がないことに、我々は何を見て、何を考えて判断したらいいのか。ただ工事請負費一本で果たしていいのかどうか。ましてや1つしかない場合、工事請負費の中で、14節で、工事請負費の中で1つしかないものについては具体的にでているわけですね、数字が。そしたら、1つしかないものを具体的に出して、4つも5つもあるものについて、2つもあるものについては具体的に出さない、その辺についてどのように考えての整合性、これは委託料もそうなんです、その辺について改めて答弁を求めておきたいと思います。おかしいですよ。

それから、34ページの児童福祉費6目の児童福祉費の中で、報酬ということで13万5,000円の減額になっておりますが、令和3年度において子ども・子育て会議の委員会というのは何回ぐらいやってるのか。コロナ禍だからこそこういう委員会が開催されて、どういう教育状況になっているのか、その辺について聞く必要があると思うんですが、その辺について、詳しい説明を求めます。

それから、39ページの農林、5款の3目の農業振興費の中で特に感じたのは、凍霜被害の支援交付金が減額100万円になってるわけですが、当初の予算、補正予算に組む場合には、かなり具体的に計画があって予定があって立てたと思うんですが、それがほとんど使われない中で国に返還されているようですが、この辺について流れをお聞きしたいと思います。

それから41ページの物産館費の工事請負費で244万6,000円の減額になっているわけですが、防犯カメラ設置工事について、単純な請差なのか。たまげて、請差とすれば額が大きい請差になるわけですが、この辺の内容について、もう一度改めて説明を求めたいと思います。

それから、42ページの商工費の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止協力金とか、あるいは事業継続支援交付金はかなり減額されておりますが、商工会としてもこの辺はかなりコロナ禍で大変な経営の中で救われる金だったのかなと思うんですが、私はどうも伝達が、果たして事業者にどの程度伝達されたのか、その辺の徹底がなかったから使いかねたのではないかと思うんですが、この辺の減額について、もう一度経過について説明を求めておきたいと思います。(「あともう少しですから」の声あり)

次に43ページの土木費の中で、住宅管理費、これは工事請負費の中で、

8,653万3,000円の減額になってるわけですね、町営住宅の改修、修繕工事ということで。金額もこれは大きいので、この件の理由についてももう一度詳しい説明を求めたいと思います。

それから先ほどどなたさんかから出ましたが、44ページの工事請負費、町営住宅建設費について、これについても具体的な数字を出しましたが、なぜ数字を出さないのかと。やはり説明を求められて数字出すわけですから、求められないうちに出すべきだと。とにかく出すべきだということ強く要求しておきたいと思います。これについては答えが出ましたからいいんですが。

それから、48ページの学校管理費の中で、小学校なり中学校で使われていないトイレが、故障で使用できないというトイレがあるということを知っているんですが、その辺は必要でないから直さないのか、子供たちは、かなり苦勞してトイレに、1階から2階、4階から3階とか、いろいろ苦勞してるようですが、この委託料の中で減額一方で410万5,000円、小学校費の管理費が出ていますが、中学校でもしかりですが、なぜこの委託料の中でそういう修理を早めに対応してないのか。その辺の所見を求めておきたいと思います。

以上ですよろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の千葉議員の質問に答弁願います。初めに、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず7ページの繰越明許費補正の件でございます。7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良費の繰越しの部分でございます。こちらにつきましては土橋明ヶ沢線ほかでございます。土橋明ヶ沢線につきましては、令和3年10月18日に工事の契約を行いまして、年度内に工事を完了するというような中で事業を進めてございましたが、コロナの人員確保、さらには降雪により不稼働日が生じたことから繰越しとするものでございます。

土橋明ヶ沢線につきましては令和元年度より工事を進めてございます。毎年事業の要望をしてございますが、事業費の付きが悪くて、毎年数千万円しかつかないと。こちらとしては1日でも早く工事を終わらせたい

中で事業をしてございますが、毎年、前年対比の事業費で進んでございますのでこのような長い期間となったものでございます。

続きまして、4項住宅費の中の町営住宅改修事業、こちらは希望の丘団地の外壁等改修工事についてでございます。こちらは12月7日に契約し、変更等もございましたが年度内完成を目指して工事を実施してございました。その時点ではまだ国の承認は下りていなかったもので、年度内完成を目指したものでございます。今後は国の承認が下り次第、変更契約をいたしまして工期を延期するものでございます。現在の進捗状況につきましては、東側の箇所から足場の設置をしてございまして、完成を6月と見込んでございます。

続きまして43ページをお開き願います。

この一番下の住宅管理費の工事請負費、こちらの8,653万3,000円の減の部分でございますが、こちらにつきましては、工事の当初予算計上に当たりましては、まず現在の状況を勘案しながら予算を計上したものでございます。その後に詳細設計を発注いたしまして内容を検討したところ、当初もくろんでいた内容よりも工事費を安価であることができるようになったことによる減額でございます。具体的には、現在の外壁をサイディングで覆うカバー工法を当初予算では計上してございましたが、詳細に設計をしたところ、フッ素塗装による外壁で対応が可能ということでもございましたので、このような減額となったものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 8ページの繰越明許費補正の変更の部分、農林水産業費、縁の郷の修繕事業でございます。これにつきましては、前回の臨時会時に御説明させていただきましたが、設計が4カ月ほど要するわけでもございまして、それでその後に工事のほうを着手する予定でもございます。これは臨時交付金のほうが該当するところで、いろいろ県との調整をしたところ、設計に4カ月を要するということは工事の発注というのは来年度になるんですよね。ということであれば、補助対象になり得ないというようなことから、今回減額させていただくものでございまして、設計が今から設計して4か月ほどかかるわけでもございますが、それが決定次第、来年度の補正予算で工事費を確定し、新たな国庫補助事業、または来年度4月から、過疎指定になる予定でもございますので、過疎債等を財源として充当させていただいて、改修工事をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 9ページ、債務負担行為の補正のふれあい農園賃貸借に関してでございますが、こちらのまず減額理由でございますが、当初、あの一帯全てということで、3万5,000平米、23名の方の地権者ということになります。そちらを対象ということで予算のほうを計上させていただいておりました。その後、地権者に対しての説明会を行った中で、どうしても地権者の方が自分で耕作している土地もあると、貸している土地もあるといったところもございまして、どうしてもお借り出来ないという部分がございました。最終的に18名の地権者の方から御協力をいただきまして、2万3,409平米ということで、面積が減ったことによりまず減額ということになってございます。

それからもう1点、ふれあい農園の現状というところでございますが、まず個人の契約者でございますが、9区画ございます。それから1法人ということもございますけれども、こちらについては交渉をしているというような内容でございまして、現段階ではまだ契約のほうは成立していないというような状況でございます。

また、そのほかの事業といったところで、旅行会社との提携というところで、個人に貸し出す、もしくは法人に貸し出す農園だけではなく、体験農園ということでかなり大きくくくらせていただいております。そこでサツマイモであったり、里芋、トウモロコシ等々を生産しまして、昨年コロナの落ちついた10月頃には2件のツアーを開催しております。さらに明成高校と連携、こちらの企画のほうを実施しまして、多くの方に大郷の魅力に気づいていただいたきっかけになったのかなと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

23ページの学校給食費収入で減額になった理由でございますが、転入者分を23名ほど小中学校合わせて見込んでおりましたが、転入等があったのが8名ということで減額となっております。併せまして、学校のほうに教員補助者を配置しておりますが、教員補助者につきましては勤務シフトによりまして給食を取らない日もございますので、その関係などで減額となったものでございます。

続きまして、48ページでございます。学校管理費ということござい

まして、小学校のトイレの修繕というお話でしたが、鍵が故障しているところがございます、そちらの修繕でございますが現在はもう完了してございます。

修繕料につきましては委託料というお話でしたが、修繕につきましては需用費の中の修繕料のほうで直しておりますので、今回は減額等は行っておりません。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

34ページ、子ども・子育て会議の委員報酬ということですが、会議の審議事項といたしましては、認定こども園等の要点に関する事、事業計画の策定変更に関する事、施策の実施状況等に関する事となっております。まして、本年度に関しては書面で一度開催しております。また、来年度につきましては計画の中間期ということもありますので、今年度よりは多く開催する予定となっております。報酬に関しては、日額報酬のため今回の補正で減額させていただくところです。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは39ページ、凍霜被害支援交付金の100万円の減額のことについてでございますが、こちらについては県の補助事業、補助金ということになってございますが、当初、リンゴ、桃、桜桃であったり、そういったところですね、それぞれ面積、桃であれば2ヘクタール、リンゴであれば4ヘクタール、その他ということで3.5ヘクタールということで説明をさせていただいたかと思っております。こちらについては、実際生産販売している面積のマックスということで予算立てのほうをさせていただいたところでございますが、実際、リンゴ、桃、桜桃の生産農家を対象に説明会を実施したところ、補助要件、こちらに合致する農家が多かったため、今回減額するものでございます。また、こちら県の要件にまず合致しないというところではございましたが、町のほうで、何とかその辺単独で補助のほうも出来ないかということで検討もさせていただきましたが、こちらの農家さんの自助努力ということになるかと思っておりますが、道の駅であったり、インターネット販売、そういったことによりまして、全体の売上げの3割を超える大きな損害は発生しなかったというところを確認いたしましたので、町の単独補助事業についても今回は見送るものとしたところでございます。

続いて41ページ、物産館費の防犯カメラ設置工事でございますが、こちらの内容につきましては、カメラが2カ所に2台、県道側の看板のところに2台、それから開発センターの一番西側のアンテナのところに3台というところでカメラを設置してございますが、こちらの内容については変更のほうはございませんので、こちらにつきましては工事の請差ということになります。

続いて、42ページ、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の関係でございます。こちらにつきましては、まず事業者に対して周知のほうはどうなのかというところではございましたが、こちらは対象になる事業者につきましては、県からまず直接事業者のほうに通知が届いております。さらに、町からも通知を同様にしてございます。それからホームページへの掲載、広報への掲載、それから申請がなかった場合につきましては、飲食店に限りというところになりますが、電話等もさせていただいたというところではございますので、周知のほうは徹底し、漏れなくできたものと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この道路新設改良工事は、追加、追加ということで、令和3年度のやつを単純に繰越しだったということで、本当に事業は進まないんですね。これは最終的にいつ頃完成の見込みになっているのか、その辺改めて、何かついつい勘違いしてしまうんで、毎年のようにこの新設、いわゆる明ヶ沢線の繰越が出ているもので、改めていつ頃完成するのかお聞きしておきたいと思えます。

それから8ページの宿泊施設の関係、何か一般会計どうのこうのということで、今回、市がコロナ対策から出てくる特例債ですか、あれの対象にならないということは、そもそも、あれに対象なるからこれを腰を上げたんじゃないかと思うんですね。ならないということがあれば、また別な考えを持たなければならぬと私は思うんですが、これを一般会計から持っていくということなれば大変な負担になってくると思うんですが、その辺はもう少し慎重な対応が求められると思うんですが、どのように考えておられるのか。どうしても工事を進めるのか、財源的な見通しが立たなければやめるということも一つの決断だと思うんですが、その辺の考えをお聞きしたいと思えます。

それから9ページのふれあい農園の賃貸について、確かに説明は分かったんですが、この金額について。ただ、利用状況についてあまりにも

法人もまだ未確定だと、成立していないということだったんですね。個人が9名と。本当にラトリエさんが考えているような計画に、果たしていつ頃到達するのか。今回はコロナということで、コロナが原因でそういう契約にも結びつかないということは何となく理解してもですよ、コロナがもし解決後にはどうなってくるのか、その辺は。そういう前提の中で契約することは出来ないのかどうか、ぜひその辺の確認をしてほしいと思います。お願いしたいと思います。

前後しますが、学校のトイレの関係、小学校はもう直ったということですが、中学校についてはどうなってるのか、それを改めて。中学校も完全に直って、今はスムーズに使っているのか。学校側の町に対する遠慮深いところがあって修理のお願いもしないのかなということでは感じ取っているところがあるんですが、中学校の関係はどうなっているのか。中学校のトイレも大分使われないうところもあるよということを聞いているんですが、その辺を確認したいと思います。

それから、凍霜対策は39ページだったんですか。凍霜被害支援交付金、これは39ページにあります。最終的には農家が3割も被害を受けなかったと、あるいは自助努力で販売したということで、それはそれで評価するんですが、ある程度この計画を組む段階で、現場の状況をつかんだ中での対応が求められたのではないかなと思うんですが、その辺ちょっと確認が足りなかったのかなと思うんですが、その辺もう一度答弁をもらいたいと思います。

これ単純に請差だということでは理解したわけですが、かなり、41ページの防犯カメラについては、これだけの請差が出るということは、もともと大分高い見積りだったのかなと、つつい感じてしまうんですが、この辺についてやっぱり今後、計画を組むに当たってもう少し慎重な計画が組まれる必要があると思うんですが、改めてこの辺についての計画の甘さについて。

42ページの新型コロナ対策について、これは県のほうからも通知が行ったということではございますが、実際対象になっている方であっても申請しなかった方がいるものかどうか、その辺についてはどういう状況をつかんでるのか。もし申請しなかったということがあれば、何が問題だったのか、手続に問題があったのか、その辺について確認したいと思います。

以上ですよろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

土橋明ヶ沢線につきましては、令和4年度で完成の予定でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 縁の郷の関係の財源でございますが、当初、議会のほうに、全員協議会時にまちづくりのほうからお示ししたと思っておりますが、その際の事業として入ったわけでございますが、その際充当率は、その限度額が割り返してきますと29.3%で、いわゆる補助率が29.3%ということになってございました。それで今回、今現在設計しまして新たに来年度に補正予算を計上させていただきたいという話でございますが、先ほどもお話ししましたが、新たな国庫補助事業等を模索しているわけでございますが、残った部分につきましては過疎債、過疎債は100%充当で、そのうち7割は交付税措置されるということで、町としてはそちらのほう有利ということになってございますので、財源的には特段問題なく、工事につきましては執行できるかというふうに思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） ふれあい農園の関係でございますが、こちらについてはラトリエの計画としましては、個人の農園につきましては50区画がマックスということでの9区画ということになってございます。確かに議員がおっしゃったとおり、コロナの状況もあってなかなかこの辺の契約が進まないといったところもございますが、改めてコロナ収束後の事業計画というのを町のほうとしても求めながら、いろいろと協議もしながらということになるかと思っておりますが、そちらのほうは求めていると思っております。また、御提案のありました、コロナ収束後ということでの前提の契約ということでございますが、そういった契約が可能なかどうかということも含めまして、それはラトリエに話をしてみたいと思っております。

それから、凍霜被害の現場の状況の確認が甘いのではないかというようなお話でございましたが、こちらにつきましては、それぞれリンゴであったり、桜桃であったり、桃であったりというところでの現場の確認というのは、常日頃、転作の確認も含めてしている状況でございます。そういった中で販売をしている農家の方、マックスということでの最初の計画でございましたし、その後、現場の声を特に聞くようにということで、それぞれ説明会ということで御案内を差し上げて、状況を伺ったところでございました。

それから、物産館のカメラの見積りでしたが、これは常に行政の積算といったところで、単価のほうは行政単価というところもございますので、こちらは高くなったというところはあるのかと思いますが、入札をした事業者の努力という部分もあるのかと思ってございます。

それから、コロナの交付金のことですが、拡大防止の協力金につきましては、こちらは飲食店ということになりますけれども、実際対象になりうるであろうといったところで予定しておりましたところに関しまして、申請書が出てこなかったところに関しては、改めて役場のほうから、農政商工課のほうからお電話を差し上げて、状況を確認した上で確定をしているような状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

中学校のトイレということでございますけれども、2カ所ほど修繕の必要な箇所がございます。こちらは生徒のいたずらによるものということで把握しておりまして、その特定のほうを進めましたが特定出来ないということで、こちらのほうで修繕を行っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 8ページの、先ほどの農業宿泊施設の関係で、補助率についてはもっと有利になるのではないかなというような答弁もありましたが、ただ、補助率もさることながら、いわゆる分母である事業費が幾らかかるか、その辺がいわゆる計画設計が出て初めて出てくるわけで、そうした場合にあまりにもこの金額が大きくなるということも考えられるのではないかなと思うんですが、その辺の金額の状況によっては、やはり冒頭にお話ししましたように、計画の変更の見直しあるいは中止も含めた、そういうことも考える必要があると思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

縁の郷につきましては、町の拠点施設の一つということになってございますので、あそこも今後シンボル、いわゆる道の駅プラス縁の郷ということで、あそこのいろいろな里山需要が出てくるわけでございまして、そのための施設の一つということから、地域活性化の拠点施設にもなってくるわけでございますので、来年度指定予定の過疎指定につきましても、いわゆる過疎脱却のための過疎債の起債を借ることが可能だとい

うことで、そういう地域振興策につきましても充当可能となっておりますことから、設計料で金額が確定次第、議会のほうに詳細に御提案をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 42ページの事業継続支援交付金が792万円減額になりましたが、これは大郷独自の事業継続支援交付金が2割減までやるよというのがすごいなと思ってたんですけども、それはどうなんですか、見込みに対して、見込みどおりに埋まったというか、応募があったのかどうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします

事業継続支援交付金でございますが、当初の見込みとしましては、100件、100事業者からの申請ぐらいが妥当な数字かなというところで予算を計上させていただいた中で、最終的に、それぞれの期間があるわけでございますが、おおよそ77件であったり、67件であったりということで、そのぐらいの事業者さんのほうから申請をいただいているというところでございます。

議長（石川良彦君） ほかに。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） それは大郷独自のやつだけでそうなったということですか。県とかというのは3割とかってあったんじゃないですか。ただ大郷は独自で2割減までやりましょうということだったんで、私は大郷独自のほうを聞いているんですけども。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらの事業継続支援交付金でございますが、それぞれ県のほうから、コロナの感染防止拡大のための事業者支援の交付金ということで頂いている中で、町のほうで制度設計をしてという内容になっております。ですので、ある意味町独自ということで、20%以上売上げが減した場合に10万円を交付するというような内容になってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 26ページの5目の12委託料、これはPCBの廃棄物処理業務とあるわけなんですけど、このPCBというと誘致出来なかったのは大変残念かなと思うんですけど、これですね、個数、あるいはボリューム

的にどのぐらいなのか。また、これで完了したのか、あるいは残数的にまだ残っているのか、その辺の説明を求めます。

それから40ページ、開発センターとか、あるいは学校管理とか、ここも同じように照明器具のP C B安定調査業務とあるわけなんです、これは廃棄処分じゃなく調査業務で調査したのかなど。あるいは調査をした結果、どのようになり、どのような取扱いを今後するのか、その辺の説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず1点目の26ページのP C Bの廃棄物の処分業務でございますが、これにつきましては、旧大松沢中学校の部分のものでございまして、この部分の処分業務で、これは終了してございまして、量的に詳しくは手持ちがございませんので、後で回答させていただきたいと思っております。処分は終了してございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

5款におきます照明器具P C B安定器調査業務ということで、開発センター、それからふれあいセンター、それから物産館ということで計上してございますが、こちらについては、あくまで調査ということで、P C Bが含まれているかどうかの調査といったところまででございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） まだ結果は出てないんですか、調査の結果は。（「今から調査するんです」の声あり）これからですね。（「その予算であります。終わった分の、終わった分のね」の声あり）

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

調査につきましては全て終わってございまして、全ての施設において含まれておりませんというような結果でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） この処理施設、何かそんな感じの、室蘭まであるので、ここに携わった方がちょっと知り合いにございまして、向こうにまだ物があるとすると相当な経費がかかると。まずトランスであれば、50万円、100万円じゃないよと、運搬費だけでも、これだけのものなので、ただ町内にそれがあとはないですよというのであれば、今後のかかる経費は

ないと思いますので、この辺しっかりあとは管理してください。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） 質問にしてください。お願いします。

ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第22、議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 68ページの保険給付費、療養諸費の中の4,700万円増えるという療養給付費、その内容と、どういう医者にかかるのか、例えばげがとか病気とか、どういう内容なのかをお聞かせください。

その下も、高額療養費、手術なんかにかかったときのやつだと思っんですけれども、そういうのも内容的なものって、例えばがんが多いとか、大きい骨折をしたとか、そういうのって検証しているのかどうか。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

今後の見込みなんですが、ひと月当たり5,500万円ほどを見込んでおります。内容につきましては、もちろんがんと、あとは循環器系の疾患が

今増えているようでして、そちらのほうで増えているという検証になってございます。

高額療養費につきましても、同じ内容での高額となつてございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） これから5,500万円を見込んでいるということだったんですけども、ほとんど内臓の部分でそういう療養給付費が出るということではないんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

循環器系とがんの率が高い、全てそれだという話ではなくて、高いところでがんと循環器系だということをお願いします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算
（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第23、議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 令和3年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第26号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第24、議案第26号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第27号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第25、議案第27号 令和3年度大郷町下水道

事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第26、議案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第27 議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第27、議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 117ページの使用料、減額となっておりますが、理由をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

使用料の算定に当たりましては、当初予算計上時、新たに設置する浄化槽について全ての月数で使用料を計上してございましたが、浄化槽の設置時期によりまして使用料が変わるものでございますから、それに伴って減額となったものでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第28 議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第28、議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29 議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第29、議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 130ページの支出、特別損失で、この間の説明で不納欠損7名分だと説明があったと思うんです。7名の方々の内容といいますか、どういう方で、何で不納欠損になったのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 7名の方は全て町外に転出された方でございます。こちらにつきましては追跡調査等をして所在等を確認してございますが、その所在が確認できなかったことに伴いまして、不納欠損処分でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 所在確認ができないということは、水道というのは本来、やめますよ、入りますよという形で水道を使うわけなんです。いなくなるときも無届けだということなんではないでしょうか。それに対して法的な処置というのはないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 水道料につきましては、毎月納めていただくの

が原則でございまして、納めていただかない方については誓約書等を取り交わしまして、毎月幾ら納めていただきますというような形の中で行ってございます。そういった中で町外に転出された場合でも、毎月その誓約書に基づいて納めてもらっているのは基本でございまして、中には無視というんですか、それを守らずに所在を転々として、所在がつかめなくなっているような方も中にはいらっしゃいますので、そういった方への法的措置といいますか、私債権でございまして、5年間を過ぎれば基本的に法的には払う事はないんですが、それはあくまでも本人が5年を過ぎたということをごちらに対して申出があって初めて条件が成立するものでございまして、それが無い限りはあくまでも支払っていただくというのが義務です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） じゃあもう、5年が過ぎて不納欠損という処分だと理解すればいいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

5年が過ぎたから不納欠損ということではなくて、5年は過ぎましても当然払っていただいている方もいますので、そうじゃなくて、あくまでもその本人に対して請求するすべとか、払っていただくために場所を特定するとか、そういったことが出来なくなったことに伴いまして、今回不納欠損と処分をしたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この中で不納欠損のお話が出たんですけれども、逆に新規加入者増加のためということで52万3,000円ですか。これ新規加入者が何件あって、その内訳といいますか、転入してきて増えたのかどうなのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

新規加入者の詳細な件数につきましては、ちょっと手元に資料はないんですが、一番大きな要因につきましては、加入件数につきましては、中村原団地の新たな部分のものが多ということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号 令和3年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 2時00分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員